## 谷村第一小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和2年4月改訂

いじめは、児童の教育を受ける権利を著しく侵害するのみでなく、心身の健全な発達に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、子どもの生命または心身に重大な危険を生じさせる恐れのあるものである。平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第13条の規定に基づき、本校は、すべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよういじめ防止(いじめ防止・いじめの早期発見及びいじめへの迅速な誠意ある対処をいう。以下同じ)のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「基本方針」を策定する。

## [いじめの定義] (「法」2条)

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等<u>一定の人的関係</u>にある他の児童等が行う**心理的**又は**物理的な影響**を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の<u>対象となった児童等が心</u>身の苦痛を感じているものをいう。

#### いじめ防止のための基本姿勢

「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもつこと 「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつこと 「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念をもつこと

本校においては、この3つの考え方を基本に、家庭・地域等と連携を図り、自校の課題を見出し、児童の実態に応じた取組を推進する。また、市教委や関係機関等と連携し、「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」を適切に行う。

### [学校として]

- (1) いじめを絶対に許さないという認識と見過ごさない雰囲気づくりに努める。
  - ・ いじめは人間として絶対に許されない行為であり、いじめをはやしたてたり傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないと強く認識する。
- (2) いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうるという危機意識をもつ。
  - ・ 教職員用の指導書等を中心に校内研修会を実施し、教職員のいじめに対する感度を高める とともに、正しく認識し組織的な体制を整える。
  - ・ いじめが起こっていない状態をしっかりと把握し、アンテナを高くして児童の少しの変化 も見逃さないように日頃の個々の様子を観察するとともに、学級の様子にも注意を傾ける。
  - ・ いじめの早期解消に向けて、校内いじめ問題対策委員会等で、全教職員で一致協力して 継続的に取り組む。
- (3) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
  - ・ 一人一人が自己存在感を感じられるように、教師と児童及び子供たち同士の温かい人間関係を基に、安心できる心の居場所としての学級づくりに努める。
- (4) 教育相談活動を充実し、全教育活動を通した生徒指導の展開を図る。
  - 定期的なアンケートを実施するとともに教育相談活動を充実することで、いじめへの対処

療法的な対応にとどまらず、全教育活動を通した積極的な指導を展開する。

- (5) いじめ早期解決のため、当該児童の安全を保証するとともに校内だけでなく関係団体や専門家と協力して解決にあたる。
  - ・ 必要に応じ、市研修センター、教育事務所 (SSW), 児童相談所、警察等の地域の関係 機関・相談機関と連携し協力関係を築く。

特に、暴行や傷害、恐喝、強要、窃盗等、刑罰法規に抵触するものについては警察と連携協力し対応する。

- (6) 学校と家庭及び地域との連携において、指導にあたる。
  - ・ いじめの未然防止や早期発見やいじめられている子を最後まで守り抜くために、学校だけで取り組むのではなく、家庭・地域・関係諸機関と連携を深める。

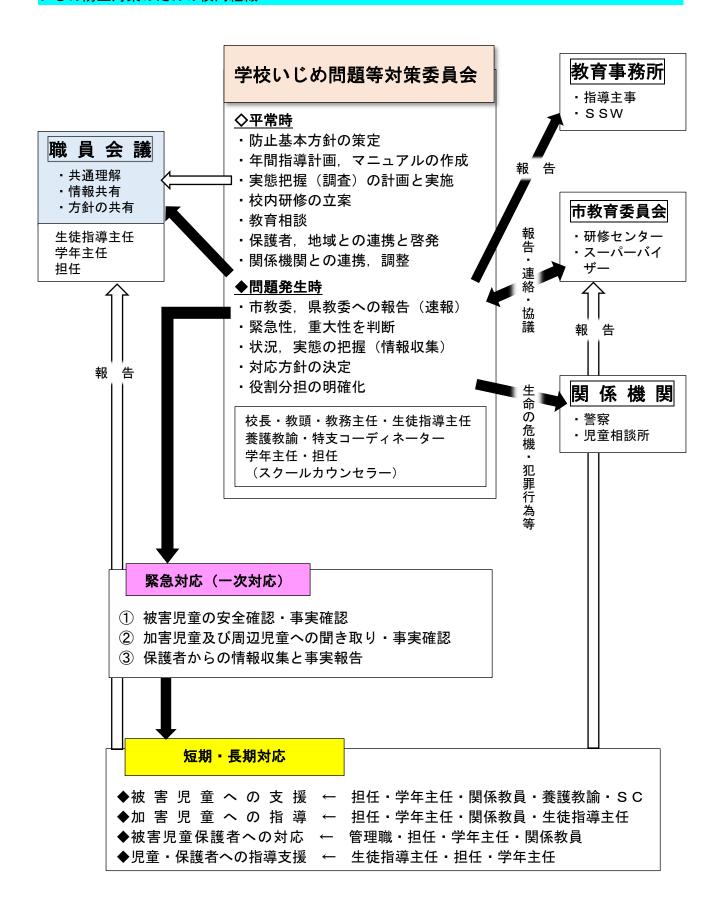
## [教師として]

- (1) いじめを見抜く感性を磨く
  - ・ いじめは目の届きにくいところで起こることを念頭に、チェック表等を参考にしながら、 教師自身がいじめを見抜ける感性をもつ
- (2) 不安や悩みを受容する姿勢を持つ
  - ・ 児童の話に最後まで傾聴し、不安や悩みを受け止め、解決に向けて粘り強く対応する。
- (3) 心の居場所づくりに努める
  - ・ 児童一人一人が自己存在感を感じられるように、教師と児童及び児童同士の温かい人間関係を基に、安心できる心の居場所としての学級づくりに努める。
- (4) 一人一人の児童(心)理解に努める
  - ・ 授業時間だけでなく、休み時間や清掃時間も児童と一緒に活動し、一人一人に声をかける よう心がける。
- (5) いじめは許さないという学級風土をつくる
  - ・ 道徳や学級活動の時間等で、命の大切さ、規範意識に関わる題材を取り上げる等、日頃からいじめを許さない学級風土をつくる。
- (6) わかる授業づくりに努め、児童の「自信」と「やる気」を引き出す
  - ・ 常に「わかる授業」,主体的で対話的な児童自身が学びを実感できる授業づくりに努め, 一人一人の自身や意欲を高める。
- (7) 互いに認め、高め合える学級集団づくりに努める
  - 児童一人一人がそれぞれの違いを個性として認め合うような学級経営に努める。
- (8) 教師間で連携・協力して問題の解決にあたる
  - ・ 担任は開かれた学級経営に努め、問題を抱え込むことなく、他の教師に協力を求める勇気と責任をもつ。
- (9) いじめを受けた児童は最後まで守る
  - ・ 苦しみを受容し、「いじめられている子どもを守り通す」ことを言動で示し、毅然とした 姿勢で対応する。
- (10) 児童本人と保護者からの声に誠実に答える
  - ・ いじめられている子どもやその保護者の立場に立ち、誠実に解決しようとする姿勢や態度 を示し、信頼関係の構築を心がける。

# 未然防止・早期発見・対処の3局面におけるいじめ対応の具体化

		児童へ直接かかわる取り組み内容	保護者との連携や依頼内容		
いじめの未然防止		<ul><li>○個々の価値観等の理解</li><li>(道徳・特活)</li><li>○道徳教育の充実</li><li>(人権教育・情報モラル)</li><li>○正しい判断力の育成</li><li>(道徳・特活)</li></ul>	○自他のものを区別し、大切に扱う心の 育成 ○携帯電話、インターネット、ゲーム等 の約束作り ○生活の様々な機会を通し善悪の判断を 育成		
		○奉仕的体験活動への積極的取組	日成 ○地域での様々な体験への参加		
いじめの 早期発見		<ul><li>○集団から離れて一人でいる児童への声かけ</li><li>○個別懇談や生活アンケートによる情報</li></ul>	<ul><li>○日常的・積極的な子どもとの会話</li><li>○服装の汚れや乱れ、ケガのチェック</li></ul>		
		収集 ○文具等の持ち物にいたずらや紛失があった際の即時対応と原因追及	○子どもの持ち物の紛失や増加に注意		
いじめの早期対応	いじめられた側	<ul> <li>○本人や周囲からの聴き取りによる身体的・精神的な被害の的確な把握と迅速な初期対応</li> <li>○苦しい気持ちへの共感と,「いじめから全力で守る」ことの約束</li> <li>○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制づくり</li> <li>○いじめの原因や背景の調査による根本的解決</li> </ul>	<ul><li>○子どもを守る強い姿勢を見せることと ,子どもの話をよく聞くことでの事実 や心情の理解</li><li>○問題解決へ向けた学校の方針への理解 と協力</li></ul>		
	いじめた側	○事実を確認し「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関(教育相談,カウンセラー等警察,児童相談所等)との連携	<ul><li>○いじめられた児童を守る対応をすることの理解</li><li>○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと</li><li>○被害児童・保護者への適切な対応(謝罪等)</li></ul>		
	周囲の児童	<ul><li>○傍観することがいじめに荷担することと同じであることといじめられた児童の苦しさの理解</li><li>○言いなりにならず、自分の意思で行動することの大切さの指導</li></ul>	<ul><li>○いじめに気付いた場合、傍観者とならず学校や保護者へ通告できるように指導</li><li>○どんな場合でもいじめる側や傍観者にならない強い意志を育成</li></ul>		

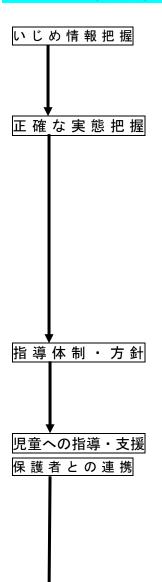
各家庭	○子どもに感心を持ち、寂しさやストレスに気づくことのできる家庭づくり					
(PTA)	(個別懇談・学年部会・PTA教育講演会等の実施)					
への啓発	○子どものがんばりをしっかり認めて誉めること、いけない時にははっきりと叱					
	ることのできる家庭づくり					
	○父親の子育てへの積極的参加					
地域への啓発	○子ども達への積極的なあいさつと声かけの依頼					
	○広場や近所等で困っている子どもへの積極的な声かけと学校(保護者)への連					
	絡等の依頼					



#### 教育委員会や関係諸機関との連携

- (1) いじめにより児童の生命,心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや,相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は,速やかに教育委員会(市教委,教育事務所)に報告・相談し迅速に対応する。
- (2) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、所轄警察署 (大月警察署生活安全課)と連携して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、該当児童の安全確保を優先した対応をとる。

### いじめへの基本的な対応



今後の対応

- ・いじめ対策委員会緊急対応会議を開く。
- ・いじめられた児童を守る。 (知らせた児童も守る。)
- ・見守り体制の整備(休み時間,掃除,登下校等)
- ・個別に当事者双方から聞き取り、記録する。
- ・周辺児童から聞き取り、記録する。

〇いつ、どこで起こったのか

- ○誰が誰をいじめているのか
- 〇どのような内容か、どんな被害をうけたか
- Oいじめのきっかけはどんなことからか
- 〇いじめはいつごろからどのくらい続いているのか等
- 関係職員と情報を共有し、状況把握と事実確認をする。
- 市教育委員会及び教育事務所へ報告する。
- ・すべての教職員との共通理解を図る。
- ・対応する教職員の役割分担をする。
- ・市教育委員会、市教育研修センター等との連携を図る。
- ・いじめられた被害児童を保護する。(不安を取り除く)
- ・加害児童に、相手の痛みや苦しみに共感できる指導行うとともに「い じめは決して許されない」という意識を持たせる。
- ・どちらの保護者とも直接会って、状況の丁寧な報告と対応策を伝える。
- 学校と家庭と連携を取るようにする。
- ・被害児童、加害児童ともに継続的な指導と支援を行う。
- ・心のケアにあたる。(SCとの連携)
- ・心の教育の充実を図る。

いじめを認知したり発見したりした教職員は、その時にその場でいじめを止めるとともに、

いじめにかかわる関係者に適切な指導を行う。あわせて、学級担任、生徒指導担当等に連絡し、 管理職に報告をする。

① いじめられた児童やいじめを知らせた児童を守り通す。

事実確認は、他の児童の目に触れないように行う。

状況に応じて, 休み時間, 登下校, 掃除の時間など教師の目が届く体制を作る。

② 事実確認を行い情報共有する。

加害児童から聞き取るだけでなく、周りの児童や保護者などからも詳しく情報を得て正確に把握する。得た情報は、教職員間での共有を随時行う。

③ 被害児童・加害児童・周りで見たりしていた児童への対応

#### 〈いじめられた児童に対して〉

- ・ 事実確認するとともに、今の気持ちを共感、受容し、心の安定を図る。
- ・ 児童にとって信頼できる人と連携し寄り添い支える体制をつくる。
- 「守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 自信を持たせる言葉がけをする。(良さを見つけ、ほめたり認めたりする。)

#### 〈いじめた児童に対して〉

- ・ いじめた気持ちや状況について十分に聞き取る。
- ・ 孤立感や疎外感を与えないように配慮しつつ、いじめは人格を傷つける行為であり決して 許されない行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに不満やス トレスがあってもいじめに決して向かない気持ちを育てる。

#### 〈周りで見ていた児童に対して〉

- ・ 自分の問題としてとらえさせるとともに、いじめを止めることができなくても、誰かに知 らせる勇気を持つように伝えていく。
- ・ はやし立てたり, 見ぬふりをしたりすることも, いじめを肯定していることであるという ことを理解させる。
- ④ 保護者への対応

〈被害児童の保護者〉

- 発見したその日のうちに、家庭訪問し保護者と会い、事実関係を伝える。
- ・ 学校の方針を伝え、今後の対応について話し、家庭と継続して連携を取りながら、解決に 向けて取り組む姿勢を伝える。
- ・ 保護者のつらさや不安を共感的に受け止めるようにする。

#### 〈加害児童の保護者〉

- ・ 正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者の気持ちを伝えるとともに、学校と ともによりよい解決を図っていきたい事を伝える。
- ・ 事の重大さを認識してもらい、家庭での指導を依頼する。

# 重大事態への対応

#### (1) 重大事態とは

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命,心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時。

(不登校重大事態としては年間の欠席が30日程度以上,連続した欠席の場合は状況により判断) ~法28条①~

#### (2) 重大事態の報告

- ① 学校は重大事態が発生した場合、速やかに市教育委員会及び教育事務所等に報告する。
- ② 被害児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった時は、学校 の認識如何を問わす、重大事態発生としたものとして調査・報告等を行う。

### (3) 重大事態の調査

- ① 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- ② 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- ③ 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ④ 調査結果を市教育委員会及び教育事務所等に報告する。
- ⑤ いじめを受けた児童及びその保護者に対して、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。(法28条②)
- ⑥ いじめをうけた児童及びその保護者の意向を配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- ⑦ 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。
- ⑧ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加えることがある。その際は教育的配慮に留意し、児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促していく。

# 年間指導計画

# [1学期]

	アンケート	対策委員会 (定例会)	学年・学級・登校班等		児童会	保護者	教師	
4月	0	0	学年開き	学級集団つくり	縦割り班 つくり	家庭訪問	・いじめ防止 基本方針理解	
5月	0	0	校外学習実行 委員会つくり	校外学習グル ープつくり 情報モラル	児童総会	授業参観 学年部会	<ul><li>組織つくり</li><li>校内研修</li><li>道徳教育の</li></ul>	
6月	0	0	学年集会 すぎの子交	流(七夕)	夏の集会		推進 ・教育相談 ・SCとの連	
7月	0	0	長期休業指導 登校班会議			地区懇談会	# # • 研修等への 参加	

# [2学期]

	アンケ	対策委員会	学年・学級・登校班等		児童会	保護者	教師
	ート	(定例会)					
8月	0	0	学年集会	生活見直し班 開き			<ul><li>道徳教育の 推進</li></ul>
9月	0	0	運動会取組集 団活動	運動会取組 集団活動	運動会取 組 集団活動	運動会参観	<ul><li>教育相談</li><li>SCとの連携</li></ul>
10月	0	0	校外学習実行 委員会つくり	校外学習グル ープつくり		授業参観	
11月	0	0	すぎの子交流会 (すぎの子レストラン)		秋の集会 縦割り活 動 役員選挙		
12月	0	0			委員会発表	個別懇談 会 保護者ア ンケート	

# [3学期]

E 0 1 /9/1								
	アンケート	対策委員会 (定例会)	学年・学級・登校班		児童会	保護者	教師	
1月	0	0	学年集会	生活見直し 班開き			<ul><li>道徳教育の 推進</li></ul>	
2月	0	0			児童総会	授業参観 学年部会	<ul><li>教育相談</li><li>SCとの連</li></ul>	
3月	0	0	年度末取組	年度末取組			携	

※アンケートは毎月15日に実施(実施できない場合は前日)